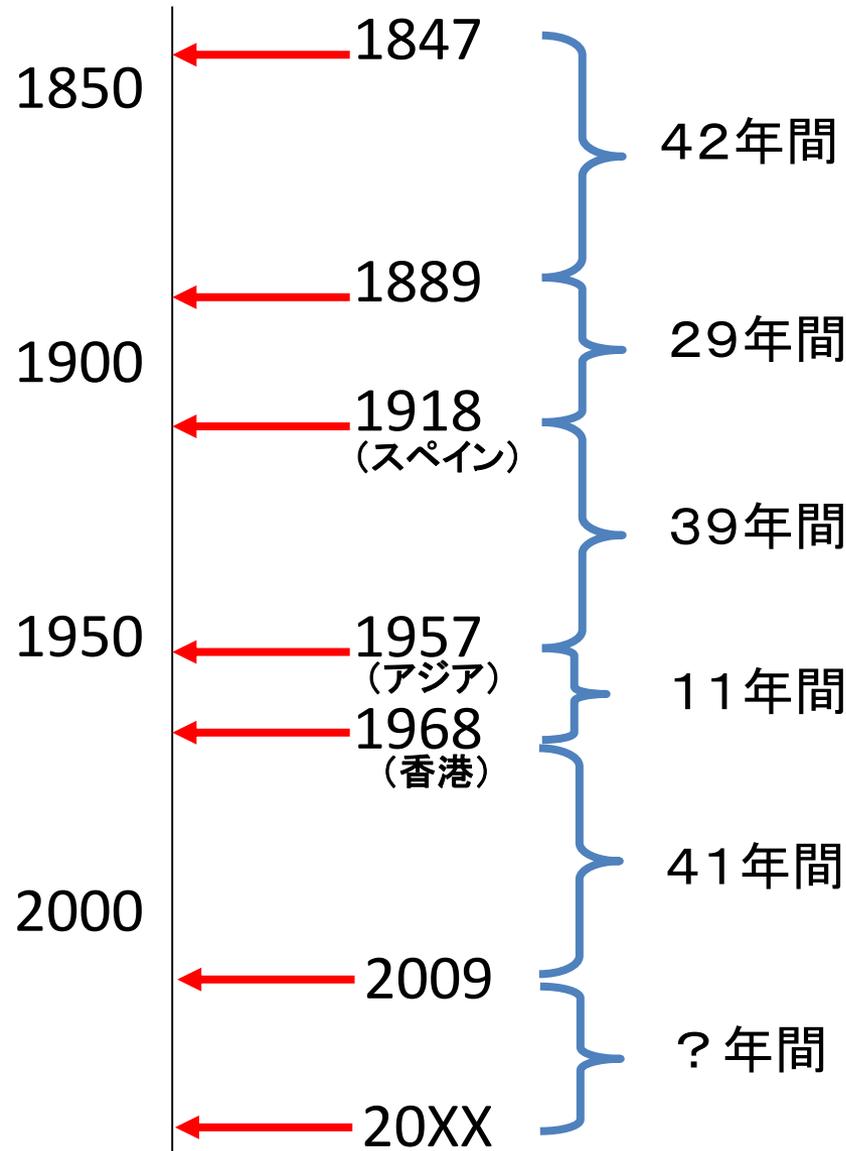


新型インフルエンザ等対策に係る住民接種 実施要領について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザの出現時期



新型インフルエンザの出現周期

10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している

流行年	通称	死亡者数
1918-1919年 (H1N1ウイルス)	スペインインフルエンザ	4,000万人
1957-1958年 (H2N2ウイルス)	アジアインフルエンザ	200万人以上
1968-1969年 (H3N2ウイルス)	香港インフルエンザ	100万人以上

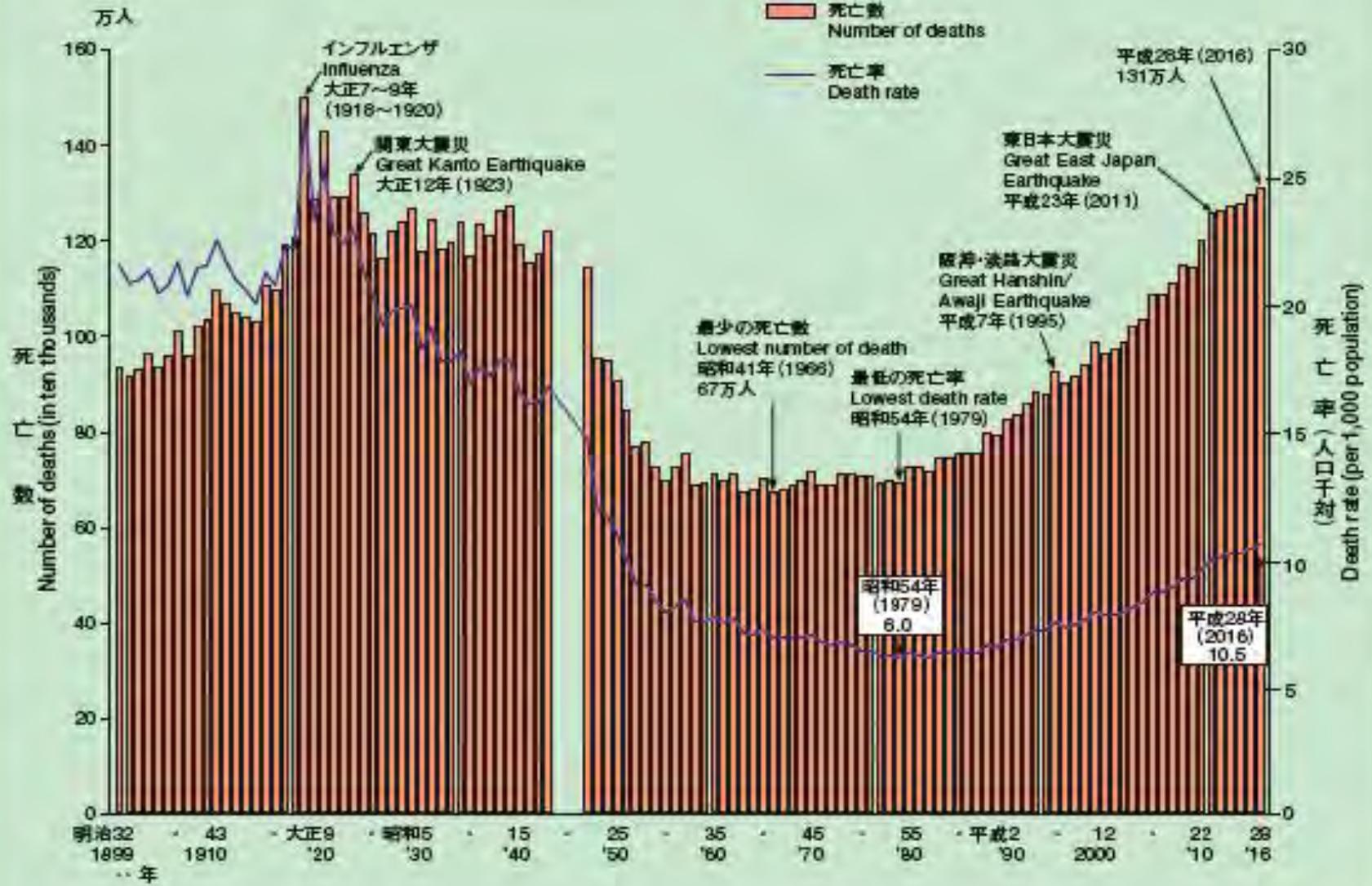
スペインインフルエンザ (1918-19年)



(出典) Alfred W. Crosby, 西村秀一訳：史上最悪のインフルエンザ，みすず書房，2004（53頁）

死亡数及び死亡率の年次推移—明治32～平成28年—

Trends in deaths and death rates, 1899-2016



注：点線は数値なし

我が国のパンデミックインフルエンザの被害想定

	1918年スペイン インフルエンザ	09年パンデミック	被害想定
罹患者	約2,380万人(当時の人口約5,500万人)	約2,000万人	全人口の最大25%が流行期間(約8週間)にピークを作り順次罹患
医療機関 受診者		約2,000万人 ※ただし季節性インフルエンザ患者を含む	約1,300—約2,500万人
致命率	約2%	0.00016(人口100人対) 0.16(人口10万対)	0.53(中等度)—2.0(重度)(人口100人対)
入院者		約1.8万人	約53万人(中)—約200万人(重)
死亡者	約40万人	203人	約17万人(中)—約64万人(重)
欠勤			従業員の最大5%(ピーク時) ※家族の世話や看護などのため出勤が困難となる者は、従業員の最大40%

参考: 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (想定: 米国CDC モデル Flu Aid, Flu Surge1.0 を使った試算)、
国立感染症研究所
流行性感冒(内務省衛生局編)

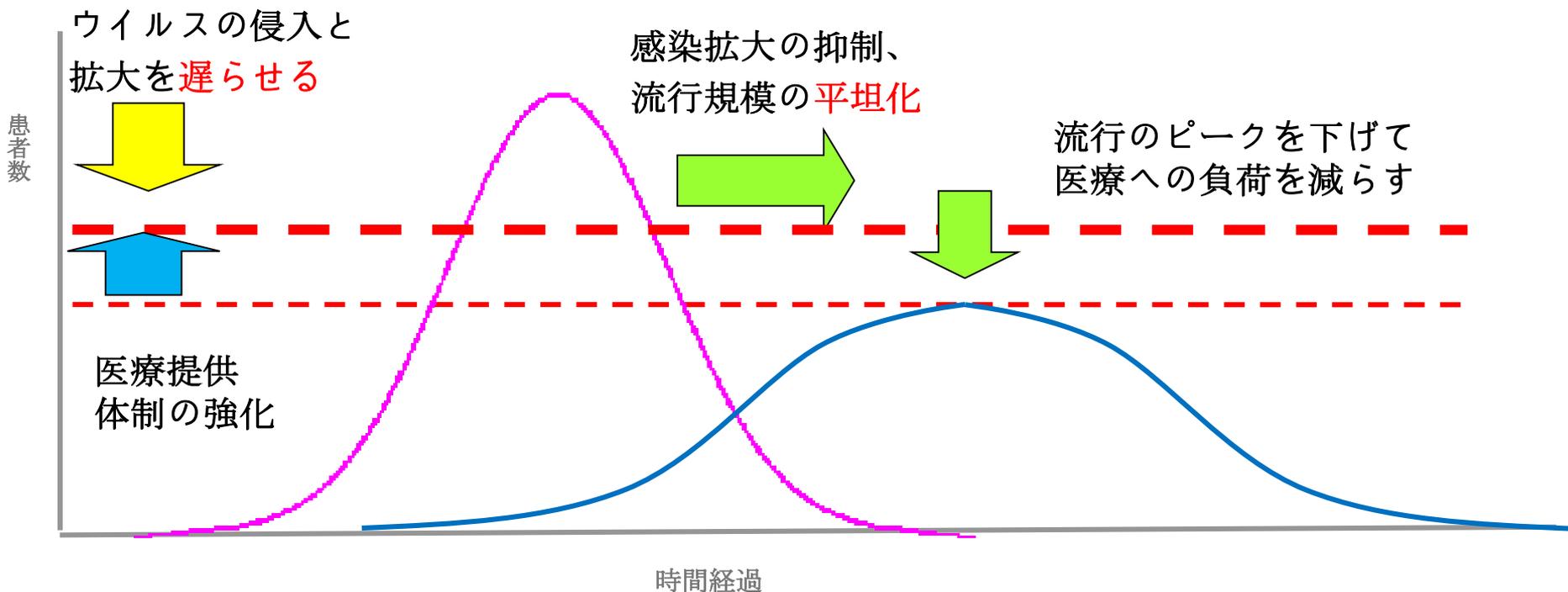
日本の新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策の全体像

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、

- ① 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の感染対策
- ② ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月 閣議決定)



発生段階ごとの対策の概要（1）

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
① 実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 <ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置（政府・都道府県） ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 基本的対処方針の決定 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生の初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 <p style="text-align: center;">★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的対処方針の変更 対策の見直し <p style="text-align: right;">等</p>
② サイバインランス ・情報収集	発生段階に応じたサイバインランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> 国際的な連携による情報収集 国内発生に備えたサイバインランス体制の強化 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握 患者の臨床情報把握 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各国の対応に係る情報収集 引続き学校等における集団発生状況の把握 <p style="text-align: right;">等</p>
③ 情報提供 ・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況情報提供 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 コールセンター等の充実・強化 <p style="text-align: right;">等</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ <p style="text-align: right;">等</p>

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置 7

発生段階ごとの対策の概要（2）

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
④ 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策の開始 ワクチンの確保 特定接種の準備・開始 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の準備・開始 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
⑤ 医療	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 専用外来における医療提供の継続 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 	<ul style="list-style-type: none"> ファクシミリによる処方せん送付 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
⑥ 国民生活及び国民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 職場における感染対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンの考え方

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月閣議決定）

- ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に納めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期がことなるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

（参考）

新型インフルエンザワクチンの種類

○プレパンデミックワクチン

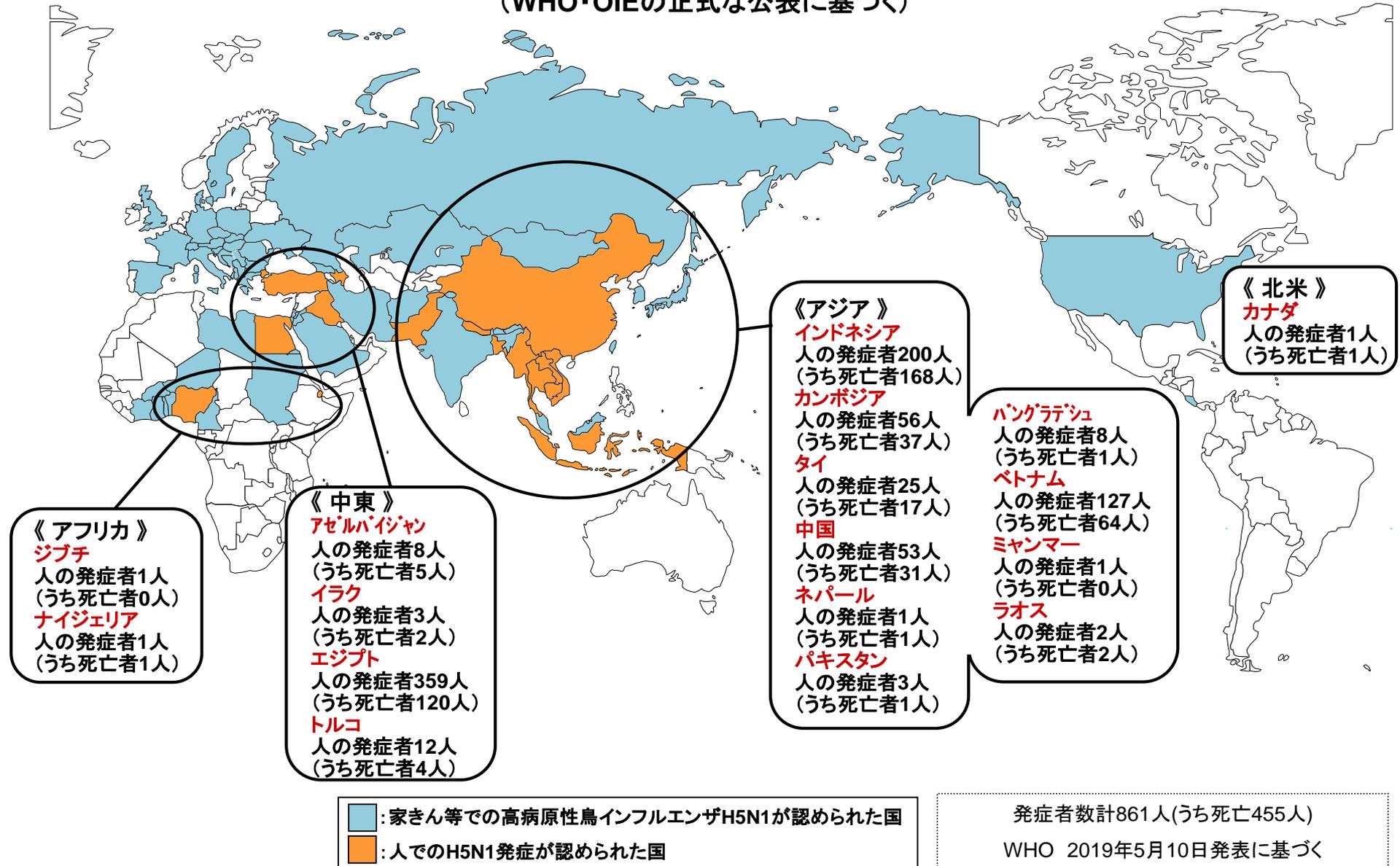
新型インフルエンザが発生する前の段階に、製造・備蓄されるワクチン

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン

鳥インフルエンザA(H5N1)発生国及びヒトでの確定症例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



鳥インフルエンザA(H7N9)のヒトへの感染の対応について

経緯：平成25年3月以降、新たな鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染患者1568名の報告がある。感染患者のうち、少なくとも615名の死者が報告されている。発生地域は中国(4市19省4自治区)、香港特別区・マカオ特別区・台湾・マレーシア(輸入症例)・カナダ(輸入症例)(図)。平成28年末から中国における感染者の急な増加がみられ、過去の流行期に比べて発生規模が大きくなっているが、感染者の状況やウイルスの性質は過去の流行期と同様とされており、継続して状況を注視している。

(平成31年4月9日WHO発表に基づく。)



主な特徴

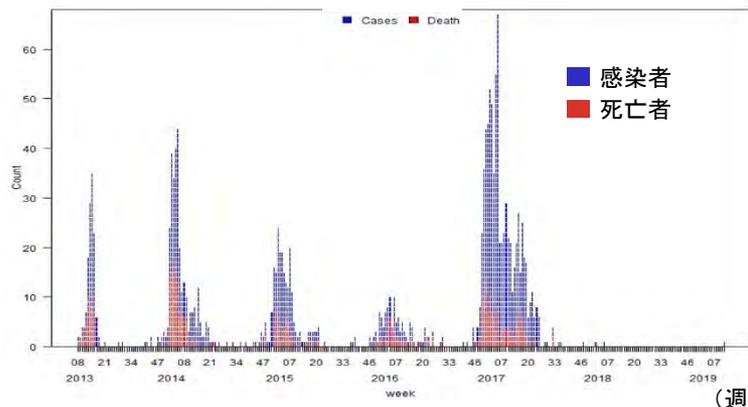
- 感染源は未確定だが、生きた家きん等との接触による可能性が最も高い。
- 持続的なヒト-ヒト感染は認められていない。
- 抗ウイルス薬は一定の効果あり。
- ヒトにおける病原性や感染性の変化は認められない。

厚生労働省の主な対応

- 法的整備：感染症法に基づく二類感染症に位置づけ
検疫法に基づく検疫感染症に位置づけ
- 検疫：検疫所の検査体制の整備、検疫所での注意喚起
(ポスターや健康カード等)
- 国内監視体制：自治体(地方衛生研究所)の検査体制の整備
- 情報収集・発信：WHOや専門家ネットワーク等を活用した情報
収集・分析、国立感染症研究所リスクアセスメントの発信
- ワクチン：パンデミック発生時にプロトタイプワクチンとして対応可能
H7N9のワクチンを備蓄予定

<WHO発表の感染者数(死亡者数)> ※ WHO発表より(2019年6月24日報告)

発症週別の感染者・死亡者数(出典：WHOの平成31年4月9日発表)



2017年						2018年			2019年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月-12月	1月-2月	3月	4月-5月
2 (0)	5 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業について

<政府行動計画の記載>

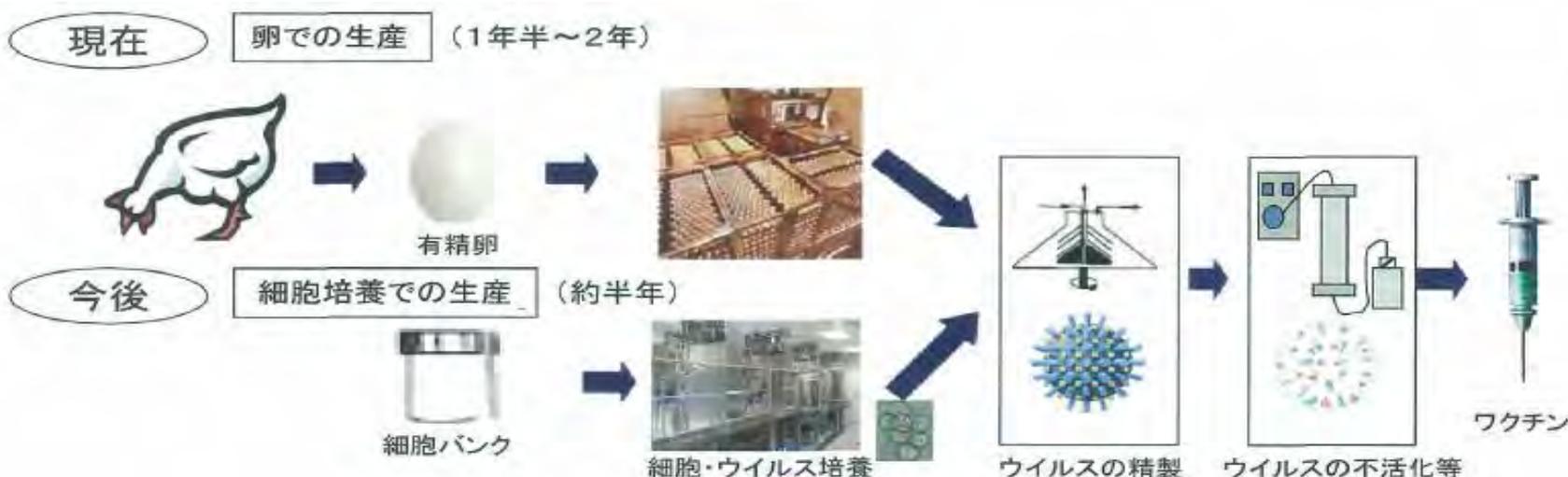
(4) 予防・まん延防止－2 予防接種－1 研究開発 ① 国は、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。また、これらのワクチン開発に合わせて、小児への接種用量についても検討を行う。

<細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業>

事業概要

- 全国民分の新型インフルエンザワクチンの生産期間について、鶏卵培養法では1年半から2年程度の期間を要するところ、これを約半年に短縮するため、日本国内において細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの生産・供給体制の構築を図る。
- 平成23年8月から、細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの実生産施設の整備とともに、臨床開発(治験)等を促進することで、早期に細胞培養法による新型インフルエンザワクチンに係る薬事法上の承認申請が行われるよう促す第2次事業(※)を実施した。
- 本事業では、一般財団法人化学及血清療法研究所(現、KMバイオロジクス株式会社)および武田薬品工業株式会社は事業目標を達成したが、北里第一三共ワクチン株式会社(現、第一三共バイオテック株式会社)は期日までに目標生産量に到達できなかったことから平成31年3月末まで延長した。また、全国民分のワクチンの生産体制の確保を図るため、第2次事業の追加公募を行い、化学及血清療法研究所および武田薬品工業において平成26年4月から平成31年3月末にかけて事業を実施した。

(※) 第1次事業は細胞培養法による新型インフルエンザワクチンに係る基礎研究、非臨床・品質試験、実生産規模での製法の検討を行った。



事業の成果

令和元年5月に開催した新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会における評価結果

事業全体の成果

- 小児用ワクチンの接種用量は成人に比べて少ないことを考慮すると、全国民へのワクチン接種が可能となる。
- これを踏まえ、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会において、全国民分のワクチンの生産体制の確保という当初の事業目標を達成したと評価された。

各社の詳細

- KMバイオロジクス株式会社は、第2次事業分として既に製造体制を整備していた4,000万人分も含めて、合計5,700万人分。
- 武田薬品工業株式会社は、第2次事業分として既に製造体制を整備していた2,500万人分も含めて、合計3,300万人分。
- 北里第一三共ワクチン株式会社は、約2,300万人分。

採択事業者名	ワクチン生産量 (生産開始後半年で見込まれる生産量)	現状
一般財団法人化学及血清療法研究所 (現: KMバイオロジクス株式会社)	5,700万人分	H5N1ワクチン及びプロトタイプワクチンの薬事承認取得
武田薬品工業株式会社	3,300万人分	H5N1ワクチン及びプロトタイプワクチンの薬事承認取得
北里第一三共ワクチン株式会社 (現: 第一三共バイオテック株式会社)	2,300万人分	H5N1ワクチンの薬事承認取得、プロトタイプワクチンは薬事申請予定

※プロトタイプワクチンとは、パンデミックワクチンの迅速な開発・製造のため、ウイルスに応じて製造株の変更(H5N1以外の亜型への変更も含む)を想定した模擬ワクチン

新型インフルエンザ等住民接種 実施要領について

概要

〈背景〉

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画において、市町村が住民接種の実施主体として定められたことを受け、市町村において速やかに住民接種の体制を構築し実施できるよう、実施要領を作成した。

〈内容〉

- 市町村が行う住民接種の体制に関する準備に資するよう、住民接種の進め方に従って、「実施計画の策定」、「流通」、「実施方法」を示す。
- 平成25年に策定された「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を補完するもの。
- 本接種要領は、主に緊急事態宣言に基づき実施される「臨時接種」において使用されることを想定しとりまとめているが、緊急事態宣言が出されていない状況で実施される場合でも参考とする。

経緯

平成25年4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成25年6月	新型インフルエンザ等政府行動計画・ガイドライン策定
平成26年3月	市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）策定
平成27年3月	新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き（暫定版）策定
平成31年3月	新型インフルエンザ等対策に係る住民接種 実施要領 策定
令和元年10月	Q/A発出

今後の予定

令和元年度中	住民接種実施要領に基づく様式発出 今後状況に応じて実施要領の改定を検討
--------	--

住民接種実施計画においてお願いしたいこと

医療機関

- 接種会場での実施する際の協力と試算
(どの程度のスタッフで、1時間当たりの接種可能人数)
- 自治体とともに接種会場の運営へのご協力

市町村

- 接種会場の確保（人員を含め）
- 医療機関等とともに接種会場の運営へのご協力
- 都道府県とともにワクチン等の流通体制確保

都道府県

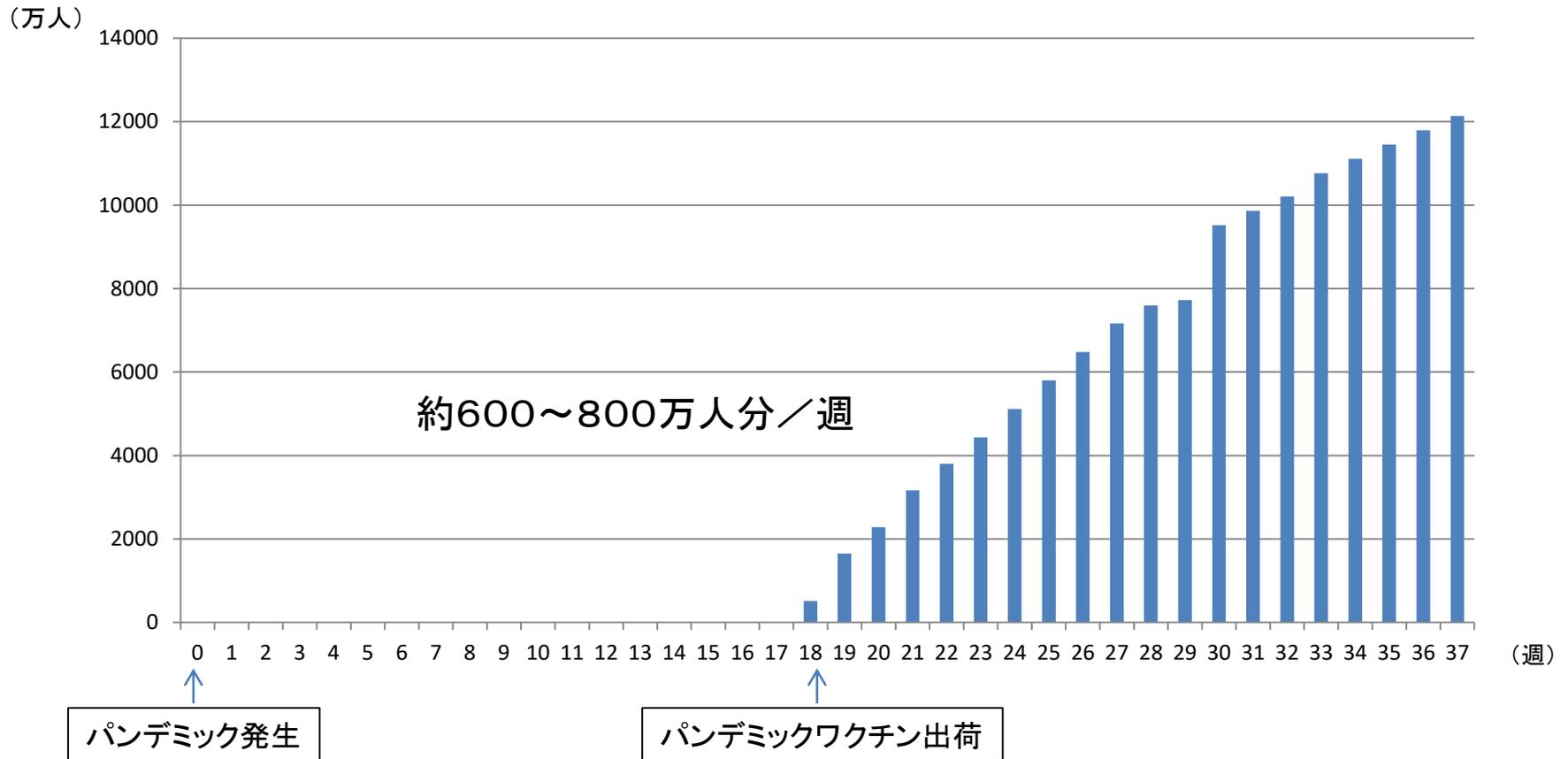
- 市町村とともにワクチン等の流通体制確保
- 都道府県の接種体制における課題の国への報告

住民接種の法的な位置づけ

	緊急事態宣言が 行われている場合	緊急事態宣言が 行われていない場合	【参考】新型インフルエ ンザワクチン接種事業 (平成21年)
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	—	—
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)	—
接種の勧奨	あり	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし	なし
実施主体	市町村		国
接種方法	原則として集団接種(100人を単位)		原則として個別接種
自己負担	なし	あり (低所得者を除き 実費徴収可)	あり (低所得者を除き 実費徴収可)
費用負担割合	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 (低所得者分のみ)	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 (低所得者分のみ)

未発生期にお願いしたいこと

ワクチン製造スケジュール(目標出荷)



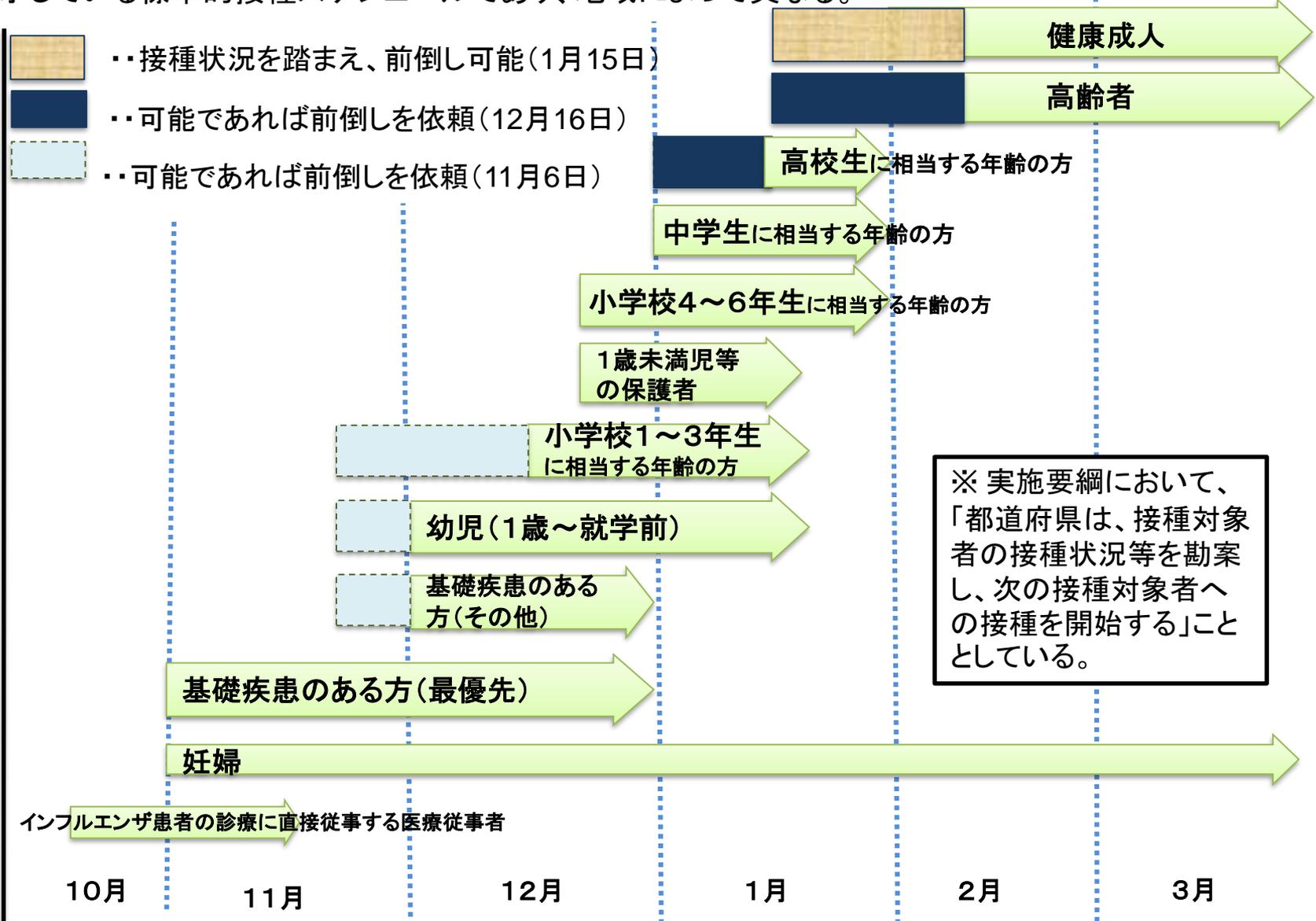
注1 第7回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議参考資料をもとに、第14回新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業(細胞培養法:第2次事業)評価委員会での結果を反映し改変

注2 成人量換算

2009年における接種スケジュールの目安

○ 国が示している標準的接種スケジュールであり、地域によって異なる。

接種スケジュール



住民接種の接種順位

- 以下の4群に分類することを基本とし、政府対策本部が決定する。

医学的ハイリスク者

小児

成人・若年者

高齢者

・基礎疾患を有する者(発生時に基準を示される) ・妊婦

- 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

接種対象者の試算方法の考え方

接種順位別の概数を自治体毎に以下の目的のために、事前に把握する必要がある。

- 自治体は、概数をもとに接種会場等の準備を行う。
- 都道府県、国は自治体毎の概数をもとに流通体制を検討するため、**都道府県は各市町村の接種順位別人数を把握し、国は都道府県別の接種順位別人数を把握する。**

※ ここで把握した人数は、発生初期にワクチン配分量の調整に使用する。

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口数	人口統計(総人口)	A	平成27年国勢調査
基礎疾患のあるもの	対象地域の人口の7%	B	2009年当時の試算に基づく(医療・公衆衛生分科会(第3回)資料3 P11)
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児保護者	人口統計(1歳未満児)×2	E	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数、1歳未満の人口(人口統計)を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E+F+G+1/2E)=H$

※ 人数は、5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づいて更新する。

接種対象者の試算の登録(市町村→都道府県)

市町村様式1 記載例 (市町村→都道府県)

入力年月日： ○年 ○月 ○日

接種対象者数の試算

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種

市町村名	A	B	C	D	E	F	G	H
	総人口数	基礎疾患のあるもの	妊婦	幼児	乳児保護者	小学生・中学生・高校生相当	高齢者	成人
〇〇市	700,111	49,007	6,558	29,002	11,202	129,001	175,006	294,734

※留意事項

・2015年国勢調査の人口統計データ「人口等基本集計(男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態など)表番号3-2」を使用する。

・各項目のデータについては、以下により記入すること。

- A 総人口数 : 管内全市町村の人口統計(総人口)
- B 基礎疾患のあるもの : 管内全市町村の人口統計(総人口)の7% = (A) × 0.07 ※小数点以下切り上げ
- C 妊婦 : 母子健康手帳届出数(2015年度分)
- D 幼児 : 人口統計(1歳以上～6歳未満)
- E 乳児保護者 : 人口統計(人口統計1歳未満) × 2、乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
- F 小学生・中学生・高校生相当 : 人口統計(人口統計6歳以上～18歳未満)
- G 高齢者 : 人口統計(65歳以上)
- H 成人 : 人口統計(総人口数から成人以外の項目の人数、1歳未満の人口(人口統計)を除いた人数)、 $H = A - (B + C + D + E + F + G + 1/2E)$

・様式については挿入等の加工を行わないようにすること。

市町村は、留意事項に基づき、都道府県へ接種対象者の試算を提出。

接種対象者の試算の登録

都道府県様式2 記載例（都道府県集計用）

入力年月日： ○年 ○月 ○日

接種対象者数の試算（市町村別）

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種

	市町村名	A	B	C	D	E	F	G	H
		総人口数	基礎疾患のあるもの	妊婦	幼児	乳児保護者	小学生・中学生・高校生相当	高齢者	成人
1	A市	1,000,000	70,000	9,000	40,343	16,110	199,043	275,659	381,299
2	B市	700,111	49,007	6,558	29,002	11,200	129,002	175,000	294,724
3	C市	500,002	35,002	4,998	19,898	7,799	98,760	145,000	184,641
4	D市	2,950	179	19	94	42	288	790	1,124
5	E市	5,000	350	60	220	80	460	1,590	2,180
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40	計	2,207,688	154,544	21,138	89,563	35,230	427,564	696,071	863,988

※留意事項
 ・2015年国勢調査の人口統計データ「人口等基本集計（男女・年齢・配偶関係・世帯の構成・住居の状態など）表番号3-2」を使用すること。
 ・各項目のデータについては、以下により記入すること。
 A 総人口数 : 管内全市町村の人口統計（総人口）
 B 基礎疾患のあるもの : 管内全市町村の人口統計（総人口）の7% = (A) × 0.07 ※小数点以下切り上げ
 C 妊婦 : 母子健康手帳届出数（2015年度分）
 D 幼児 : 人口統計（1歳以上～6歳未満）
 E 乳児保護者 : 人口統計（人口統計1歳未満）× 2、乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
 F 小学生・中学生・高校生相当 : 人口統計（人口統計6歳以上～18歳未満）
 G 高齢者 : 人口統計（65歳以上）
 H 成人 : 人口統計（総人口数から成人以外の項目の人数、1歳未満の人口（人口統計）を除いた人数）、 $H = A - (B + C + D + E + F + G + 1/2E)$
 ・様式については挿入等の加工を行わないようにすること。

都道府県は、市町村からの提出された資料から一覧を作成。発生時に、本試算から市町村への配分量を決定する際に使用。

接種対象者の試算の登録(都道府県→国)

都道府県様式1 (都道府県→厚生労働省)

入力年月日： 年 月 日

接種対象者数の試算

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種

都道府県名	A	B	C	D	E	F	G	H
	総人口数	基礎疾患のあるもの	妊婦	幼児	乳児保護者	小学生・中学生・高校生相当	高齢者	成人

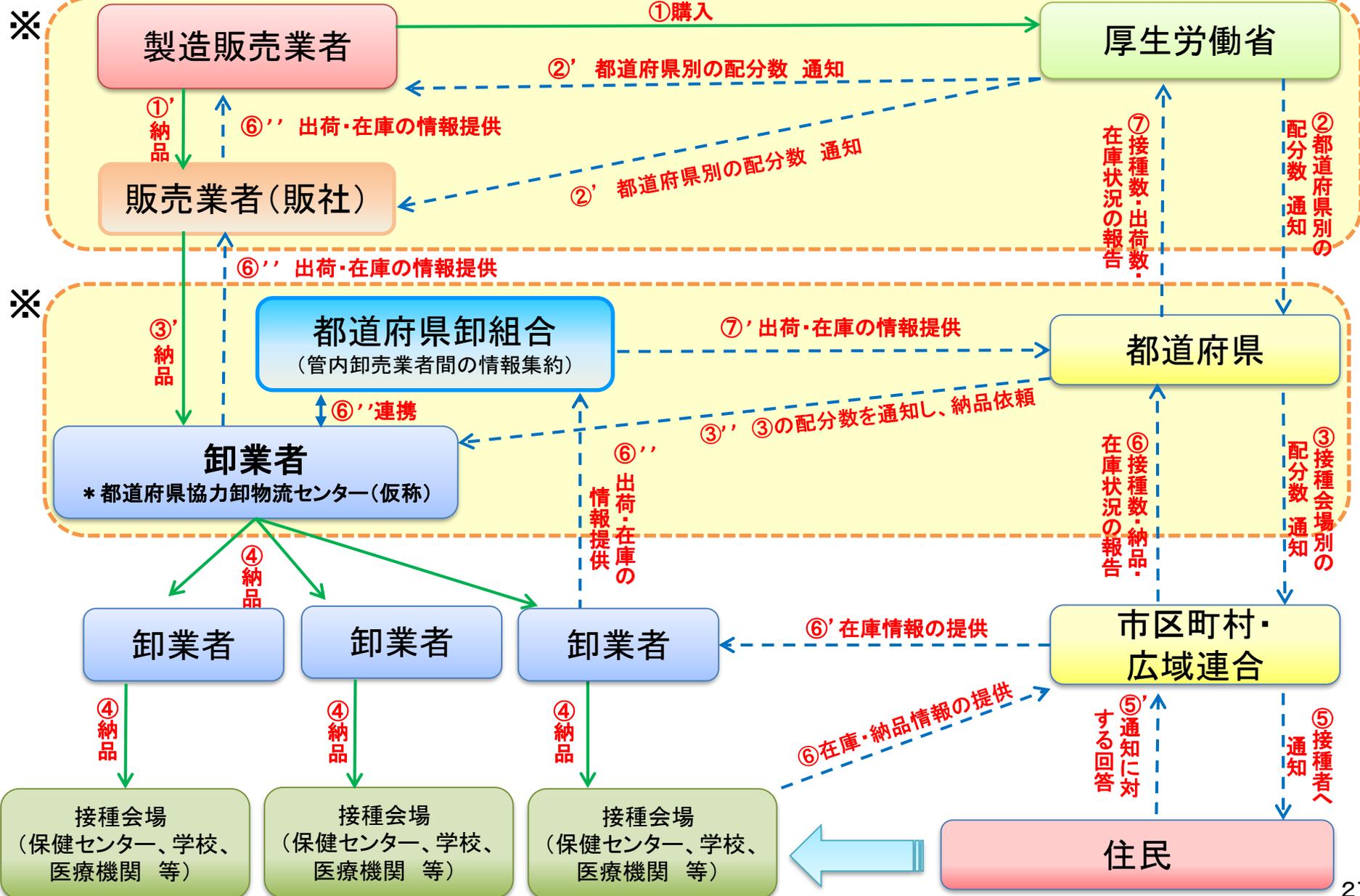
- ※留意事項
- ・2015年国勢調査の人口統計データ「人口等基本集計(男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態など)表番号3-2」を使用すること。
 - ・各項目のデータについては、以下により記入すること。
 - A 総人口数 : 管内全市町村の人口統計(総人口)
 - B 基礎疾患のあるもの : 管内全市町村の人口統計(総人口)の7% = (A) × 0.07 ※小数点以下切り上げ
 - C 妊婦 : 母子健康手帳届出数(2015年度分)
 - D 幼児 : 人口統計(1歳以上～6歳未満)
 - E 乳児保護者 : 人口統計(人口統計1歳未満) × 2、乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
 - F 小学生・中学生・高校生相当 : 人口統計(人口統計6歳以上～18歳未満)
 - G 高齢者 : 人口統計(65歳以上)
 - H 成人 : 人口統計(総人口数から成人以外の項目の人数、1歳未満の人口(人口統計)を除いた人数)、 $H = A - (B + C + D + E + F + G + 1/2E)$
 - ・様式については挿入等の加工を行わないようにすること。

都道府県は、市町村からの試算に基づき、国へ接種対象者の試算を提出。

新型インフルエンザワクチンの流通スキーム(住民接種) (案)



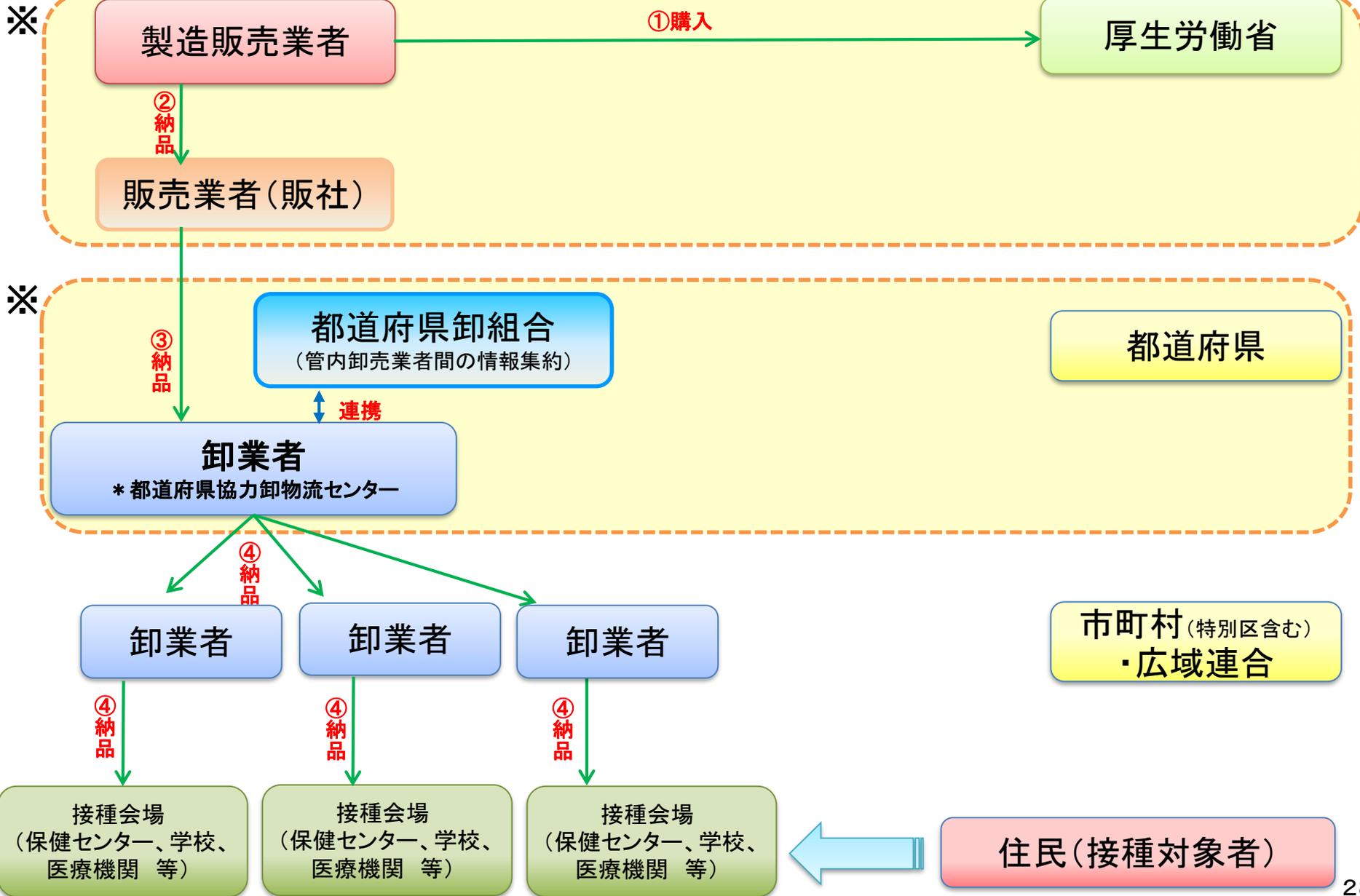
ワクチン需要 > 供給



新型インフルエンザワクチンの流通スキームにおける物品の流れ(住民接種) (案)

→ : 物の流れ
- - - - -> : 情報の流れ

発生初期 ワクチン需要 > 供給



接種会場の登録

市町村様式2 (市町村→都道府県)

入力年月日： 年 月 日

接種会場リスト

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種

市町村名	接種会場名	住所	設置者名	担当者名	連絡先	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※覚書を締結するなど、施設使用に係る合意を得られた会場について記載すること。

※担当者名については、住民接種実施時に窓口となる施設の担当者をいう。

※その他留意事項

・接種会場が医療機関以外の場合には、診療所の開設手続きが必要であるため留意すること。

・この様式は、必要に応じて行を挿入するなど書式等を変更して使用してもよい。

- 市町村は、接種会場リストを参考に、接種会場を事前に決定すること。なお、接種会場リストは都道府県に提出。
- 都道府県は、市町村から提出を受けたリストをもとに、都道府県内の接種会場リストを作成し、都道府県卸組合と相談し、接種会場までの配送担当を作成する。

接種の実施について

基本的考え方

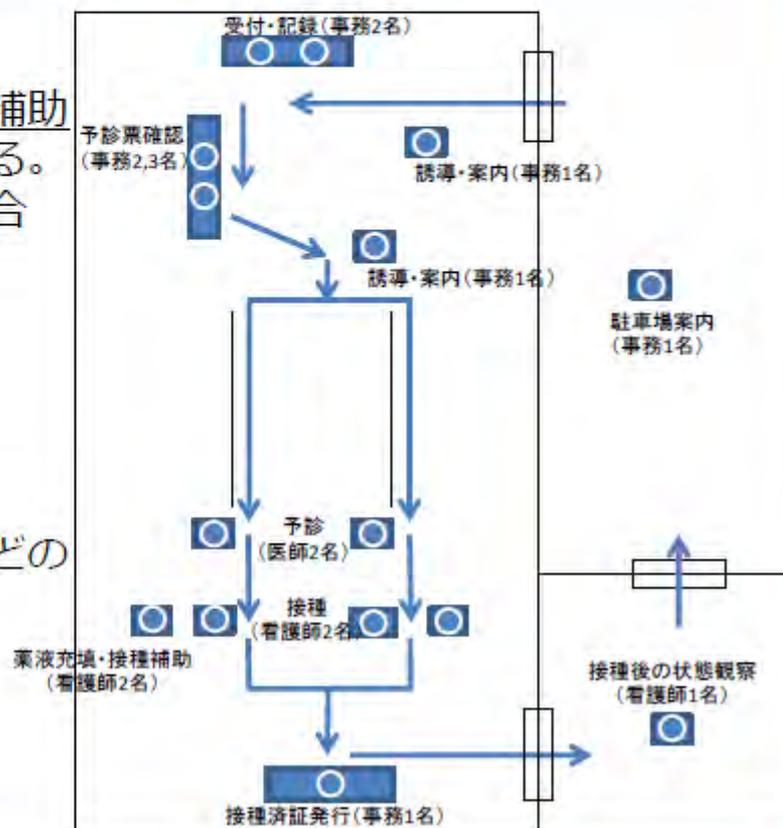
- 医師、保健師・看護師、事務職等で構成される接種実施チームを編成し、接種対象者数に応じた接種チーム数を確保し派遣する。

取組みの具体例

- 医療従事者の確保に関しては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師・薬剤師1名を1チームとする。

※小児等が対象者の場合、接種補助を増員する場合もある。

- 各会場ごとに、接種後の状態観察を担当する看護師等1名を置く。
- 事務職に関しては、会場ごとに、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、予防接種済証発行などの業務を担当することが考えられる。
- 上記を踏まえ、2列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を2.0分、実施時間を7時間とすると、1日当たり420人。
(60分×7時間÷2.0分×2列=420人)



接種会場毎の物流担当等リストの作成

市町村様式3 記載例 (市町村→都道府県)

入力年月日: ○年 ○月 ○日

接種会場毎の物流担当等リスト

〈ワクチン製造販売業者名: ○○薬品〉

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種

市町村名	接種会場名	ワクチン納品先	卸業者B	卸業者A	卸物流センター (一次納品先)	配達担当業者	販売業者	備考
1	○○市	○○保健センター	—	○○社	○○物流センター	d社	A社	
2	○○市	○○病院	—	○○社	○○物流センター	d社	A社	
3	○○市	○○病院	—	○○社	△△物流センター	d社	A社	
4	○○市	○○病院	—	○○社	○○物流センター	d社	A社	
5	○○市	○○病院	△○社	△△社	○○物流センター	e社	B社	
6	○○市	○○病院	△○社	△△社	△△物流センター	e社	B社	
7	○○市	○○病院	△○社	△△社	○○物流センター	e社	B社	
8	○○市	○○病院	△○社	△△社	○○物流センター	e社	B社	
9	○○市	○○病院	△○社	△△社	△△物流センター	e社	B社	
10	○○市	○○病院	△○社	△△社	○○物流センター	e社	B社	
11	○○市	○○病院	—	□□社	○○物流センター	f社	B社	
12	○○市	○○病院	—	□□社	△△物流センター	f社	B社	
13	○○市	○○診療所	—	□□社	○○物流センター	f社	B社	
14	○○市	○○診療所	—	□□社	○○物流センター	f社	B社	
15	○○市	○○診療所	□□社	□□社	△△物流センター	g社	C社	
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

- ・接種会場には、ワクチン製造販売業者3社いずれも取り扱うことができるように計画すること。
- ・接種会場に納品する前に、一時的な保管として契約等による温度管理の可能な倉庫等に納品することも状況としては想定される。
- ・ワクチンが確実に接種会場に納品されるよう計画すること。

※覽書を締結するなど、配達に係る合意を得られた業者について記載すること。
 ※配達担当業者については、販売業者から物流センターへ配送を担当する業者名を記載すること。
 ※「卸業者B」「卸業者A」については、物流センターからワクチン納品先へ配達を担当する業者名を記載すること。なお、物流センターから卸業者へ配送する業者を「卸業者A」、卸業者Aからワクチン納品先へ配送する業者を「卸業者B」とす。ただし、物流センターから納品先まで1社で配達する場合は、「卸業者B」欄は「—」と記載すること。
 ※その他の留意事項
 ・この様式は、必要に応じて書式を変更して使用することは差し支えない。

・市町村は、都道府県および都道府県卸組合とともに、各接種会場へKMバイオロジクス、第一三共、武田薬品について、それぞれの物流担当を事前に決定すること。

・都道府県は、各市町村から提出を受けたリストをもとに、都道府県内の接種会場への物流担当等リストを事前に作成する。

各社のワクチン製造における進捗状況

	H5N1	プロトタイプワクチン 薬事承認	H7N9
KMバイオロジクス 株式会社			→
武田薬品工業 株式会社		→	
第一三共バイオテック 株式会社	→		

○H5N1 : 3社ともに薬事承認を取得済み

○プロトタイプワクチン : 新型インフルエンザ発生時に、速やかな薬事承認を取得するための方法として、平時に承認取得する必要がある、2社で取得済み

○H7N9 : 危機管理上リスクが高いものとして開発をしており、現在、一社で有効性が示された

パンデミックワクチンの比較

品目	細胞培養インフルエンザ ワクチン (H5N1、プロトタイプ)	乳濁細胞培養インフルエンザ HAワクチン (H5N1、プロトタイプ)	沈降細胞培養インフルエンザ ワクチン (H5N1)
製造販売業者	武田薬品工業株式会社	一般財団法人化学及血清療法研究所(現:KMバイオロジクス株式会社)	北里第一三共ワクチン株式会社 (現:第一三共バイオテック株式会社)
製造方法	細胞培養		
ワクチン形態	不活化全粒子	不活化スプリット	不活化全粒子
アジュバント	なし	あり(AS03)	あり(水酸化アルミニウム)
HA含有量	7.5 μ g/0.5ml	3.75 μ g/0.5ml	30 μ g/1ml、60 μ g/1ml
バイアルの規格	5mlバイアル (10回分量を含有)	抗原液(2.5ml)とアジュバント (2.5ml)が1包装 (抗原液とアジュバントを混合 した5mlで10回分量を含有)	9 mlバイアル (9回分量を含有)
成人1回あたりの 接種量・方法	0.5ml 皮下注又は筋注	0.5ml 筋注	1ml 筋注

発生期にお願いしたいこと

発生初期 ワクチン需要 > 供給

※

製造販売業者

厚生労働省

② 都道府県別の配分数 通知

⑨ 出荷・在庫の情報提供

⑪ 接種数・出荷数
在庫状況の報告

① 都道府県別の
配分数 通知

販売業者(販社)

② 都道府県別の配分数 通知

※

都道府県卸組合
(管内卸売業者間の情報集約)

⑩ 出荷・在庫の情報提供

都道府県

⑨ 出荷・在庫の情報提供

⑪ 接種数・出荷数・在庫状況の報告

⑦ 接種数・納品
在庫状況の報告

③ 接種会場別の
配分数 通知

卸業者
* 都道府県協力卸物流センター

連携

④ ③の配分数を通知し、納品依頼

⑨ 出荷・在庫の
情報提供

卸業者

卸業者

卸業者

⑧ 各接種会場の
在庫情報の提供

市町村(特別区含む)
・広域連合

⑦ 接種数・納品・在庫状況の報告

⑥ 通知に対
する回答

⑤ 接種対象の
住民へ通知

接種会場
(保健センター、学校、
医療機関 等)

接種会場
(保健センター、学校、
医療機関 等)

接種会場
(保健センター、学校、
医療機関 等)

住民(接種対象者)

接種者数・納品数・在庫数表の登録

市町村様式 5 記載例 (市町村→都道府県)

接種者数・納品数・在庫数表一覧 (○年○月○日時点)

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種

市町村	接種会場	接種会場別配分率	KMバイオロジクス株式会社						武田薬品工業株式会社				第一三共株式会社					
			5mlバイアル /10回接種分			1mlバイアル/2回接種分 /最小包装単位2バイアル			5mlバイアル /10回接種分		1mlバイアル /2回接種分		9mlバイアル /9回接種分					
			接種者数	納品数 (バイアル数)	在庫数 (バイアル数)	納品数 (バイアル数)	接種者数	在庫数 (バイアル数)	納品数 (バイアル数)	接種者数	在庫数 (バイアル数)	納品数 (バイアル数)	接種者数	在庫数 (バイアル数)				
1	〇〇市 〇〇保健センター		1,100	100	1,200	0	0	0	0	300	3,000	0	0	100	900	0		
2	〇〇市 〇〇保健		1,340	112	1,250	0	0	0	170	1,200	0	20	40	0	100	900	0	
3	〇〇市 〇〇保健		1,270	50	500	0	0	0	40	500	0	0	0	0	30	270	0	
4	〇〇市 〇〇保健		1,070	40	400	0	0	0	40	400	0	0	0	0	30	270	0	
5	〇〇市 〇〇保健		670	10	100	0	0	0	30	300	0	0	0	0	30	270	0	
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
41																		
42																		
43																		
44																		
45																		
46																		
47																		
48																		
49																		
50																		
		計	9,450	340	3,400	0	0	0	0	340	3,400	0	20	40	0	290	2,610	0

・各数値について、概数ではなく実数を入力する
 ・接種者数については、実際にワクチンを接種した人数について実数を入力する

※留意事項
 ・この様式は、必要に応じて行を挿入して使用してよい。

- 市町村は、接種会場毎の接種者数と各製剤毎の納品数と在庫数を都道府県に提出。
- 都道府県は、市町村から提出を受けたリストをもとに、都道府県内の集計を作成し、国へ提出。